

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月26日
【会社名】	不二サッシ株式会社
【英訳名】	FUJISASH CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 勉
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市幸区鹿島田一丁目1番2号（新川崎三井ビルディング）
【縦覧に供する場所】	不二サッシ株式会社 東京支店 （東京都品川区西五反田四丁目32番1号（東京日産西五反田ビル2号館）） 不二サッシ株式会社 大阪支店 （大阪府大阪市浪速区湊町一丁目4番38号（近鉄新難波ビル）） 不二サッシ株式会社 関東支店 （埼玉県さいたま市浦和区北浦和四丁目5番5号（北浦和大栄ビル4階）） 不二サッシ株式会社 名古屋支店 （愛知県名古屋市東区泉一丁目9番22号（名古屋B Xビル7階）） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長吉田勉は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2020年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定いたしました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社14社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社17社及び持分法適用関連会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、連結売上高を指標に概ね2/3を基準として「重要な事業拠点」を選定いたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点を含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、当社の連結子会社である関西不二サッシ株式会社（以下、関西不二）において、不適切な会計処理を行っていたことが判明し、2020年1月16日に当社と利害関係を有しない弁護士および公認会計士、ならびに社外役員をメンバーとする調査委員会を設置し、全容の解明および原因究明ならびに同様の事象の有無について調査を進めてまいりました。

2020年3月13日に受領した同委員会による調査結果を踏まえ、当社は2019年3月期の有価証券報告書ならびに2020年3月期第1四半期および第2四半期の四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

本件は、関西不二において、事前に当社に申請すべき社内手続きを経ずに資産の購入や経費を使用し、かつ資本的支出を経費処理し、また、関西不二の利益平準化を図るため原価操作するなどの不適切な会計処理が行われておりました。

これらの事実は、関西不二現代表取締役社長および前代表取締役社長の経営トップとしての資質の欠如ならびにコンプライアンス意識の欠如、会計処理を行う際の業務プロセス上の問題、子会社から親会社への相談および報告義務意識の欠落、また、親会社の連結子会社に対する管理・監督の一部不十分によって発生したものと認識しております。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を訂正するために、調査報告書の提言を踏まえ、2020年3月に以下の再発防止策を策定いたしました。

しかしながら、再発防止策については運用に時間を要する施策が多く、十分な運用時間を確保することができなかったため、当事業年度末日までに不備を是正することができませんでした。

従って、財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、当社の全社的な内部統制の不備は重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記の不適切な会計処理により発生した必要な修正事項は、調査委員会による調査によって特定され、すべて連結財務諸表に反映されております。

(再発防止策)

1．関西不二サッシ株式会社における再発防止策

- (1) 当社から新社長を派遣しての経営の刷新
- (2) 風通しのよい企業風土づくり
- (3) 会計システムの強化

2．子会社管理における再発防止策

- (1) 子会社トップの意識改革
- (2) 子会社の機関設計、再編
- (3) 当社と子会社との人事交流
- (4) 当社による子会社縦割り管理の是正
- (5) 当社管理本部による子会社管理および統括機能強化
- (6) 内部監査機能の強化

3．コンプライアンス体制の強化および企業風土構築

- (1) グループ全役職員に対するコンプライアンス教育の継続的な実施
- (2) 子会社社長に対するコンプライアンス教育の強化
- (3) コンプライアンス違反による処罰の厳正化と周知
- (4) 当社内部通報制度「企業倫理ホットライン」の制度の理解と周知
- (5) グループ全役職員に対するコンプライアンスに係る意識調査の際の従業員の声を集められる仕組みの構築

4．グループ内部統制システムの強化

- (1) 内部統制強化のためグループ内部統制担当役員の配置
- (2) グループ全社の内部統制システムの見直しおよび運用状況に係るモニタリング強化
- (3) 再発防止策の推進、運用状況について適時、当社の取締役会への報告

5．ガバナンスの強化

4【付記事項】

該当事項なし。

5【特記事項】

該当事項なし。